

大口町告示第71号

大口町自転車駐車場の設置及び管理に関する条例第6条により撤去した自転車について、大口町自転車駐車場の管理運営に関する規則第3条により下記のとおり告示する。

平成22年7月26日

大口町長 森 進

記

1 撤去年月日 平成22年7月12日

2 撤去自転車の特徴等 次のとおり

番号	防犯登録	車体色	車体番号	備考
1		白		小型 CONVENI

3 保管場所 大口町役場内撤去自転車一時保管場所

4 引渡し場所 大口町役場 地域協働部 町民安全課

5 引渡し時間 開庁日（平日）の午前8時30分から午後5時まで

6 必要な手続き 撤去自転車引渡申請書兼引取書による

7 その他 認印及び身分証明書を持参のこと